

国家管轄権の域外適用

【教科書：pp.99-101】

領域性の原理：属地主義が原則

国際的相互依存→それ以外の基準に基づく管轄権の行使も必要に…

I. (積極的) 属人主義 (国籍主義)

- 実行地の如何を問わず、「国籍」基準として、管轄権の行使を及ぼそうとするもの

➤ 刑法 3 条：国民の国外犯

「この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。」

→ 列举犯罪：

→ 属地主義の優位

II. 消極的属人主義

➤ 自国民が被害者である犯罪について管轄権を適用する考え方

- 異論が多い：他国司法制度不信頼

➤ 例外

- 日本の平成 15 年刑法改正 (ジュリスト No.1256, 46-51, 52-58 頁)

➤ 刑法 3 条の 2

「この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。」

◇ 対象犯罪の例→ 在外日本国民の人身の保護

➤ 導入の理由

◇ 一般的理由

◇ きっかけ：タジマ号事件¹

➤ 問題点

◇ 国際的に認められているか？

- 旧刑法から削除

- ローチェス号事件？

◇ 領域国属地主義との調整は十分か？

- 双方可罰性の要件？

¹ 2002 年 4 月フィリピン国籍の 2 名が、台湾沖の公海を航行中のパナマ船籍タンカー Tajima 号船内において、日本国民である航海士に対し、殴打するなどの暴行を加えた上、同タンカーから海中に投げ入れて殺害した。フィリピン (犯人の国籍国) には国民の国外犯処罰規定がなく、また同船は「便宜置籍船」であり船籍国パナマは刑罰権の行使に消極的だった。同船は、日本に到着し姫路沖に停泊中であつたが、日本の刑法の適用範囲外であつたことから、日本の捜査機関も犯人の身柄を拘束することができなかった。

III. 保護主義

- 刑法 2 条

「この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。」

- 対象犯罪→
- 実行者の国籍、実行地の如何を問わず

- 一般的に認められた属地主義の例外

- 根拠：

IV. 普遍主義

- 普遍主義とは？

- 属地主義、属人主義、保護主義→
- 犯罪の重大さに着目して管轄権を行使する考え方・・・「普遍主義」
 - ◇ 属地主義との関連
- 普遍主義の対象
 - ◇ 国際社会の共通利益を侵害する犯罪
 - 「特定の犯罪」のみ

- 海賊

- 定義：
- 執行、裁判管轄権の行使
 - ◇ 人類共通の敵

- 引き渡すか処罰するか義務

- ◇ 身柄を拘束した国家は、引渡要請に応じない場合には自ら裁判しなければならない
- 対象となる犯罪（条約で特定されたもの）
 - ◇ テロ犯罪
 - ◇ 重大な戦争犯罪

- 日本刑法上の根拠

- ◇ 刑法 4 条の 2

「第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。」